公立大学法人福井県立大学本部規程

平成２９年４月１日
公立大学法人福井県立大学規程第１号

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人福井県立大学の組織および運営に関する基本規程（平成１９年公立大学法人福井県立大学規程第１０号）第６条第２項の規定に基づき、本部の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　本部の種類、業務および本部員は、別表のとおりとする。

（本部員の選出）

第３条　本部員は、学長が任命する。

２　本部員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

３　本部員は、再任されることができる。

（本部長等）

第４条　本部に本部長を置き、学長が本部員の中から指名する。

２　本部長は、本部の会務を総理する。

３　本部に、副本部長を置くことができる。

４　副本部長は、本部員の中から本部長が指名する。

５　副本部長は、本部長を補佐する。

６　本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名を受けた者がその職務を代行する。

（会議）

第５条　本部の会議は、本部長がこれを招集し、その議長となる。

（部会）

第６条　本部に、本部の業務を実施するため、部会を置くことができる。

（本部員以外の職員の出席）

第７条　本部長は、本部員以外の職員を会議に出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。

（委任）

第８条　この規程に定めるもののほか、本部の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

種類	業務	本部員
入学試験本部	入学試験の実施に関すること	(1) 学長が指名する副学長 (2) 事務局長 (3) 入学試験の取りまとめを行う教員 (4) その他学長が指名する教員および事務職員